

宇部市庁内共通封筒広告掲載基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、宇部市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第11条第1項の規定により、宇部市庁内共通封筒（以下「庁内共通封筒」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載場所、規格等)

第2条 広告の掲載場所は、庁内共通封筒の裏面とする。

2 広告の規格は、市と広告代理店等が協議し、決定する。

3 広告の色彩、デザイン等については、視覚の不自由な方に配慮するものとする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、契約を締結した次年度の6月から翌年の3月末までを原則とする。

(広告掲載の承認)

第4条 広告代理店等は、庁内共通封筒へ掲載する広告の内容について、あらかじめ、市の承認を受けるものとする。

(規制業種又は事業者)

第5条 要綱第5条第1号から第6号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しないものとする。

2 要綱第5条第6号に規定する業種又は事業者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 法令等に違反している事業者

(2) 宇部市から指名停止措置を受けている事業者

(3) 暴力団又は暴力団の構成員である事業者

(4) 宇部市税等を滞納している事業者

(5) その他広告掲載を承認することが不相当と認められる業種又は事業者

(広告掲載の基準)

第6条 要綱第6条各号のいずれかに該当する広告は、掲載の承認を行わないものとする。

(報酬受領)

第7条 広告代理店等は、広告の掲載に当たり、広告主との間で広告掲載に関する契約を締結し、報酬を受領することができる。

附 則

この基準は、平成28年11月29日から施行する。